

飛騨市一般不妊治療費助成について

一般不妊治療に要する費用の一部を助成するものです。

●対象となる治療は・・・

- ・産婦人科や泌尿器科で行う検査および治療（体外受精、顕微授精は除く）
《タイミング法・人工授精等》

●対象となる方は・・・

- ①引き続き飛騨市に住む意思のある方
 - ②医療保険に加入してみえる方
- *①・②の条件をすべて満たしていること

●対象費用は・・・

- ・対象となる治療にかかった費用（文書料、食事療養費を除く保険適用外の自己負担相当額に限る）
- ・医療保険等の規定により、当該治療費に係る給付を受けた時は、その額を対象費用から差し引く

●助成金額・回数は・・・

- ・1年5万円まで（ただし自己負担額の2分の1以内）
- ・連続する2年間

●申請期限は・・・

治療開始から12か月経過した月（2年目は24か月経過した月）の属する年度内（3月末まで）、もしくは治療が終了した月の属する年度内が提出期限となります。ただし12か月を経過した日等が2月1日から3月31日までの間の場合は、翌年度の5月末までを期限とします。

期限を過ぎると助成対象外となるため、ご注意ください。

申請に必要な書類

- ・飛騨市一般不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書（申請者と振込先は同じ人にしてください）
- ・飛騨市不妊治療費助成金交付決定額請求書
- ・当該不妊治療費にかかる領収書
- ・夫婦であることを証明する書類（住民票の写し等。ただし、法律上の婚姻の届出をしていない者については、住民票及び戸籍謄本の写し等）
- ・加入保険証の写し（夫および妻の）
- ・飛騨市一般不妊治療費助成事業受診等証明書

提出後のながれ

- ・申請後、審査が行われ『交付決定通知書』または『不交付決定通知書』が送付され、交付決定となった方には指定の金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

申請にあたっての注意点

申請にお越しの際は、下記窓口に電話でご連絡の上、ご来所ください。

提出先・お問い合わせは

飛騨市 市民保健課 健康推進係

古川町保健センター（0577-73-2948）

神岡町保健センター（0578-82-2233）